



令和8年9月24日

令和8年度奈良地方最低賃金審議会奈良県電子部品・デバイス・電子回路、
発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気
機械器具製造業最低賃金専門部会（第1回）の開催について

奈良地方最低賃金審議会会長



標記会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和8年10月8日（木）午前10時00分から
- 2 場 所 奈良労働局 別館会議室
奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階
- 3 議 題 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について ほか
- 4 傍聴者数 若干名
- 5 要 領
 - (1) 傍聴を希望される方は、令和8年10月5日（月）までに、住所、氏名、連絡先電話番号及び所属名をご記入の上、郵送又は電話等にて事務局（奈良労働局労働基準部賃金室）までお申し込みください。
 - (2) 会場の収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方には個別にご連絡させていただきます。
 - (3) 開催当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。審議会開始後の入室は認めていませんのでご注意ください。また、入室前にご本人であることを確認させていただきますので、ご本人であることがわかるものをご持参ください。
 - (4) 車いすをご使用になられている方は、お申込みの際にその旨お書き添えください。また、介助者の同伴が必要な方は、その旨と介助者の氏名をお書き添えください。
- 6 その他
 - ・ 傍聴される際には、別添の「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
 - ・ お越しの際は、駐車スペースに限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。
 - ・ ご不明な点等ございましたら、下記までお問合せください。

〔お申込み・お問合せ先〕

奈良地方最低賃金審議会事務局

〒630-8570

奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎

奈良労働局労働基準部賃金室

電 話：0742-32-0206

傍聴に当たっての遵守事項

- 1 新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、以下の事項について御協力願います。
 - ・ 発熱等、風邪の症状がみられる場合や体調に不安がある場合は、傍聴を御遠慮ください。
 - ・ 会議室入口に消毒用アルコールを設置しますので、手指の消毒に御利用ください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所には立ち入ることができません。
- 3 携帯電話、スマートフォン等の通信機器の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 許可を得ずに写真の撮影や動画撮影、録音等これらに類する行為はできません。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは、会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刃類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 署名等を奈良地方最低賃金審議会あて提出したい場合は、審議会の開始時刻までに、事務局あて提出してください。
- 11 その他、会長及び奈良地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うよう、お願いいたします。

※ 上記の各事項に反する行為を行う場合には、退出いただくことがあります。

奈良地方最低賃金審議会